

国民年金法

(支給要件)

第三十条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。
- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

国民年金法施行令

(障害等級)

第四条の六 法第三十条第二項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表（第四条の六関係）

障害の程度	障 壱 の 状 態
一 級	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	両上肢のすべての指を欠くもの
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	<u>両下肢を足関節以上で欠くもの</u>
	体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二 級	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	一 両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
	二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三 平衡機能に著しい障害を有するもの
	四 そしやくの機能を欠くもの
	<u>五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</u>
	六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九 一上肢のすべての指を欠くもの
	一〇 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	一一 両下肢のすべての指を欠くもの
	一二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	一三 一下肢を足関節以上で欠くもの
	十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの